

2024年10月30日

個人インターネットバンキング  
をご利用のお客様へ

株式会社福島銀行

〈ふくぎん〉個人インターネットバンキングサービス利用規程の改定について

下記のとおり「〈ふくぎん〉個人インターネットバンキングサービス利用規程」を改定しますので、お知らせします。

記

1 改定日

- 2024年11月1日（金）

2 主な改定内容

番号	改定の観点	主な内容
1	スマホ ATM 稼働開始に伴う対応をしました。	キャッシュカードをお持ちいただかなくても、ふくぎんアプリによりコンビニ ATM で現金のお預入れ・お引き出しが可能になります。
2	定額自動振込サービスに関する事項を追加しました。	定額自動振込サービスのご利用が可能となります。

3 新旧対照表

- 改定内容の詳細については、別紙「新旧対照表」をご参照願います。

以上

〈本件に関するお問い合わせ先〉  
事務部事務集中課  
電話 0120-46-2940  
(受付時間：平日 午前9時～午後5時)

改定後（新）	現行（旧）
<p>第1条 &lt;ふくぎん&gt;個人インターネットバンキングサービス</p> <p>&lt;ふくぎん&gt;個人インターネットバンキングサービス（以下「本サービス」といいます）とは、契約者ご本人（以下「お客様」といいます）がパーソナルコンピューター、携帯電話、スマートフォン（以下「お客様のお使いの機器」といいます）を通じて、インターネット等を介して当行に次の取引の依頼を行い、当行がその手続きを行うサービスをいいます。</p> <p>1. 本サービス内容</p> <p>(1) 残高照会・入出金 明細照会サービス</p> <p>(2) 振込・振替取引サービス</p> <p>(3) 定額自動振込サービス</p> <p>(4) 定期預金取引サービス</p> <p>(5) 住所等の変更サービス（ふくぎんアプリでのみご利用可能）</p> <p>(6) 税金・各種料金等の払込みサービス</p> <p>(7) スマホATM取引（キャッシュカード発行済の方のみご利用可能）</p> <p>2. ご利用いただける方</p> <p>(1) 日本国内に居住する18歳以上の方で当行に普通預金口座（総合口座）をお持ちの方。</p> <p>(2) 当行が適当と認めた個人の方。（事業性でのご利用はできません）</p> <p>3. 使用できる機器</p> <p>本サービスの利用に際して使用できる機器は、<b>当行ホームページに掲載する</b>当行所定のものに限り、また本サービスの利用に必要となるお客様のお使いの機器および回線等の使用環境</p>	<p>第1条 &lt;ふくぎん&gt;個人インターネットバンキングサービス</p> <p>&lt;ふくぎん&gt;個人インターネットバンキングサービス（以下「本サービス」といいます）とは、契約者ご本人（以下「お客様」といいます）がパーソナルコンピューター、携帯電話、スマートフォン（以下「お客様のお使いの機器」といいます）を通じて、インターネット等を介して当行に次の取引の依頼を行い、当行がその手続きを行うサービスをいいます。</p> <p>1. 本サービス内容</p> <p>(1) 残高照会、入出金明細照会サービス</p> <p>(2) 振込・振替取引サービス</p> <p>（新設）</p> <p>(3) 定期預金取引サービス</p> <p>(4) 住所等の変更サービス（ふくぎんアプリのみ）</p> <p><del>(5) 公共料金口座振替サービス</del></p> <p>(6) 税金・各種料金等の払込みサービス</p> <p>（新設）</p> <p>2. 利用いただける方</p> <p><del>お客様は本規定を承認したうえで、自らの判断と責任において本サービスを利用することに同意することとします。</del></p> <p>(1) <del>個人かつ</del>日本国内に居住の18歳以上の方で普通預金口座（総合口座）をお持ちの方。</p> <p>(2) <del>事業用としてはご利用できません。</del></p> <p><del>(3) 当行が適当と認めた場合に、本サービスは成立するものとします。</del></p> <p>3. 使用できる機器</p> <p>本サービスの利用に際して使用できる機器は、当行所定のものに限り、また本サービスの利用に必要となるお客様のお使いの機器および回線等の使用環境は、お客様が自己の負担において準備</p>

新旧対照表（概要）

（別紙）

<p>は、お客様が自己の負担において準備するものとします。</p> <p>7. 資金の引落し</p> <p>(1) お客様の指定する「利用口座」より資金の引落しを行う取引については、本規程第4条第2項により取引依頼が確定した場合、当行はその資金および手数料等を、振込・振替指定日または定期預金の預入日当日にお客様の指定する「利用口座」より、各種預金規定にかかわらず、通帳および払戻請求書の提出を受けることなく引落すこととします。</p>	<p>するものとします。</p> <p>7. 資金の引落し</p> <p>(1) お客様の指定する「利用口座」より資金の引落しを行う取引については、本規定第3条第2項により取引依頼が確定した場合、当行はその資金および手数料等を、振込・振替指定日または定期預金の預入日当日にお客様の指定する「利用口座」より、各種預金規定にかかわらず、通帳および払戻請求書の提出を受けることなく引落すこととします。</p>
<p>第2条 本人確認および依頼内容の確認方法</p> <p>1. 本人確認方法</p> <p>(1) 利用開始時</p> <p>ア. 本サービスのご利用開始にあたっては、スマートフォンによる TrustIdiom（注）の本人確認認証機能のご利用が必須となります。</p> <p>イ. 本サービスのご利用にあたり、利用開始時に「ログインID」「ログインパスワード」の設定が必要となります。なお、サービスご利用開始後のログインパスワード変更につきましては TrustIdiom にて、任意のタイミングで行うことが可能です。</p> <p>ウ. 利用開始時にご入力いただいた氏名、住所等の情報と、オンラインもしくは郵送で当行に提供いただいた情報の一致を確認した場合は、本サービスの利用申込みをお客様本人からの申込みとみなします。</p> <p>(2) サービス利用時</p> <p>ア. 二要素認証などを経た適切なアクセストークンを利用して送信された、取引電文内容と当行に登録された情報との一致を確認した場合は、本サービスの利用および取引をお客様本人からの利用および取引とみなします。</p> <p>イ. 生体認証による取引承認</p> <p>(ア) 生体認証による取引承認とは、本サービスの利用時に、スマートフォン等に搭載された生体認証機能において、お客様の生体情報を用いることにより、登録情報を入力することなく、各種取引を実施できる機能です。</p> <p>(イ) 本サービスにおいて、生体認証の利用は必須となります。生体認証の取扱いについ</p>	<p>第2条 本人確認および依頼内容の確認方法</p> <p>1. 本人確認方法</p> <p>(1) 利用開始時</p> <p>① 本サービスの利用にあたっては本人確認認証としてスマートフォンによる TrustIdiom(注)の利用を前提とします。</p> <p>② 利用開始時にご入力いただいた氏名、住所と、オンラインもしくは郵送で当行に提供いただいた情報の一致を確認した場合は、本サービスの利用申込みをお客様の申込みとみなします。</p> <p>③ サービスの利用にあたり、利用申込時に「ログインID」「ログインパスワード」を本サービスの画面上で登録するものとします。なお、本サービスの利用を開始した後は、随時「ログインパスワード」を変更することができます。(パスワードの変更は TrustIdiom(注)上で実施いたします)</p> <p>(2) サービス利用時</p> <p>二要素認証などを経た適切なアクセストークンを利用して送信された、取引電文内容と当行に登録された情報との一致を確認した場合は、本サービスの利用および取引をお客様の利用および取引とみなします。</p> <p>(3) 生体認証による取引承認</p> <p>① 生体認証による取引承認とは、本サービスの利用時に、スマートフォン等に搭載された生体認証機能において、お客様の生体情報を用いることにより、登録情報を入力することなく、各種取引を実施できる機能です。</p> <p>② 当行所定の生体認証機能が搭載されたスマートフォン等にて用いることができます。</p>

ては、Trust Idiom(注)の規定に準拠いたします。なお、お客様の生体情報は、お客様のスマートフォン等で管理され、当行がお客様の生体情報を取得することはありません。

(注) Trust Idiom 利用規約を参照ください。利用規約はふくぎんバンキングアプリから閲覧することができます。

(ウ) 対象取引

以下の取引において、生体認証を使用します。

- ・ログイン
- ・振込（予約を含む）
- ・定額自動振込サービスのお申込及び取消
- ・振替（予約を含む）
- ・振込限度額変更
- ・振込予約取消
- ・定期預金新規預入
- ・定期預金中途解約
- ・定期預金満期時解約予約
- ・税金
- ・各種料金等の払込みサービス
- ・スマホATMによる現金の預入または払戻し

ウ. ログインID・ログインパスワードによる本人確認

(ア) パソコンを用いて本サービスをご利用される場合、本条第1項（1）にて設定を行ったログインID及びログインパスワードにより本人確認が必要となります。

(イ) 対象取引

- ・ログイン

エ. トランザクション認証（取引認証）

③ お客様の生体情報は、お客様のスマートフォン等で管理され、当行がお客様の生体情報を取得することはありません。

④ 本サービスにおいて、生体認証の利用は必須となります。生体認証の取扱いについては、Trust Idiom(注)の規定に準拠いたします。

(注) Trust Idiom 利用規約を参照ください。利用規約はふくぎんバンキングアプリから閲覧することができます。

(4) 対象取引

以下の取引において、生体認証を使用します。

- ・ログイン
- ・振込（予約を含む）
- (新設)
- ・振替（予約を含む）
- ・振込限度額変更
- ・振込予約取消
- ・定期預金新規預入
- ・定期預金中途解約
- ・定期預金満期時解約予約
- ・税金
- ・各種料金等の払込みサービス
- (新設)
- (新設)

2. トランザクション認証（取引認証）

<p><b>(ア)</b> トランザクション認証（取引認証）とは、お客様が振込先や振込金額等の入力を行った内容が、通信の途中で改ざんされていないことを、ソフトトークン上で確認する機能をいいます。</p> <p><b>(イ)</b> お客様は、トランザクション認証（取引認証）対象取引の内容を確認の上、当行へ依頼した取引内容と一致している場合は、当行所定の承認操作を行います。お客様が承認操作を行った場合、当行はお客様本人からの取引の依頼とみなします。</p> <p><b>(ウ)</b> 対象取引</p> <p>下記の取引において、トランザクション認証を使用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 振込（予約を含む）</li> <li>・ 振替（予約を含む）</li> <li>・ 税金・各種料金等の払込みサービス</li> <li>・ スマホATMによる現金の払戻し</li> </ul>	<p><b>(1)</b> トランザクション認証（取引認証）とは、お客様が振込先や振込金額等の入力を行った内容が、通信の途中で改ざんされていないことを、ソフトトークン上で確認する機能をいいます。</p> <p><b>(2)</b> お客様は、トランザクション認証（取引認証）対象取引の内容を確認の上、当行へ依頼した取引内容と一致している場合は、当行所定の承認操作を行います。お客様が承認操作を行った場合、当行はお客様からの取引の依頼とみなします。</p> <p><b>(3)</b> 対象取引</p> <p>下記の取引において、トランザクション認証を使用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 振込（予約を含む）</li> <li>・ 振替（予約を含む）</li> </ul> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>
<p><b>第3条</b> パスワード等の管理</p> <p>本規程第2条第1項における本人確認で使用するパスワード等は、他人に教えたり、紛失・盗難に遭わないよう、お客様自らの責任において厳重に管理してください。安全性を高めるため、パスワード等は定期的に変更してください。なお、当行からこれらの内容をお聞きすることはありません。パスワード等の失念や他人に知られた場合は、速やかにお客様から当行に届出てください。当行への届出の前に生じた損害について、当行は責任を負いません。また、お客様がパスワード等の入力を当行所定の回数連続して誤った場合は、当行は本サービスの取扱いを中止することができるものとします。</p>	<p><b>3.</b> パスワード等の管理</p> <p>同条第1項および第2項における本人確認で使用するパスワード等は、他人に教えたり、紛失・盗難に遭わないよう、お客様自らの責任において厳重に管理してください。安全性を高めるため、パスワード等は定期的に変更してください。なお、当行からこれらの内容をお聞きすることはありません。パスワード等の失念や他人に知られた場合は、速やかにお客様から当行に届出てください。当行への届出の前に生じた損害について、当行は責任を負いません。また、お客様がパスワード等の入力を当行所定の回数連続して誤った場合は、当行は本サービスの取扱いを中止することができるものとします。</p>
<p><b>第6条</b> 取引の内容</p> <p>2. 振込・振替サービス</p> <p>(4) 振込・振替資金の引落</p> <p>当行は、本規程第4条第2項により振込・振替依頼が確定した場合、振込・振替資金、振込手数料を振込・振替指定日当日にお客様の指定した支払口座から引き落とすものとします。</p>	<p><b>第5条</b> 取引の内容</p> <p>2. 振込・振替サービス</p> <p>(4) 振込・振替資金の引落</p> <p>当行は、本規定第3条第2項により振込・振替依頼が確定した場合、振込・振替資金、振込手数料を振込・振替指定日当日にお客様の指定した支払口座から引き落とすものとします。</p>

<p>3. 定額自動振込サービス</p> <p>(1) 振込指定日</p> <p>本サービスでは、あらかじめ振込日、振込額および振込先口座等を指定いただきます。振込日が当行非営業日の場合は、あらかじめ指定いただいた取扱日（前営業日または翌営業日）で行います。なお、初回振込日が過去日または登録日を含む2営業日以内をご指定いただいた場合は、初回振込日は翌月以降となります。</p> <p>(2) 振込期間</p> <p>振込の期間は、振込開始月から5年先までの間で指定することができます。</p> <p>(3) 手数料</p> <p>振込の受付にあたっては、当行所定の振込手数料をいただきます。なお、請求書、領収書等の発行はいたしません。</p> <p>(4) 振込資金の引落し</p> <p>当行は、本規程第4条第2項により振込依頼が確定した場合、毎月の振込指定日に振込資金、振込手数料をお客様の指定した支払口座から引き落とすものとします。</p> <p>(5) 振込の取消</p> <p>本規程第6条第2項の振込・振替サービスの取り扱いに準じます。</p> <p>(6) 変更、解約</p> <p>ア. 本サービスは、振込期間の満了をもって終了します。</p> <p>イ. 本サービスを解約するとき、お客様のお使いの機器を用いてお手続きが可能です。</p> <p>ウ. 振込元口座が解約された場合は、本サービスは自動的に解約されたものとして取扱います。</p> <p>(7) 取引限度額</p> <p>本規程第6条第2項の振込・振替サービスの取り扱いに準じます。</p> <p>(8) 振込・振替先口座へ入金できない場合の取扱</p> <p>本規程第6条第2項の振込・振替サービスの取り扱いに準じます。</p> <p>(9) 振込・振替先口座へ入金できない場合の取扱</p> <p>本規程第6条第2項の振込・振替サービスの取り扱いに準じます。</p>	<p>(新設)</p>
--	-------------

<p>(10) 組戻し・振込内容の変更 本規程第 6 条第 2 項の振込・振替サービスの取り扱いに準じます。</p> <p>(11) 依頼内容の照会 本規程第 6 条第 2 項の振込・振替サービスの取り扱いに準じます。</p> <p>4. 定期預金取引サービス (2) 預入 イ. 適用金利 定期預金預入日の約定利率を適用します。</p> <p>5. 住所等の変更サービス (2) いずれかの取引店において、マル優のお取引、事業性・住宅・担保付消費性ローンをお持ちの方は、本サービスでの受付はできません。</p> <p>(削除)</p> <p>7. スマホ A T M 取引 (1) スマホ A T M 取引とは、通帳・印鑑・キャッシュカードを使用せずに、キャッシュカードの暗証番号と本サービスのログイン認証（生体認証）を用いて、当行が提携するセブン銀行及びローソン銀行の A T M（以下、「コンビニ A T M」といいます）より利用口座へ</p>	<p>3. 定期預金取引サービス (2) 預入 ② 適用金利 定期預金預入日の金利を適用します。</p> <p>4. 住所等の変更サービス (2) いずれかの取引店において、マル優のお取引があるときは、本サービスでの受付はできません。</p> <p>5. 公共料金口座振替サービス <del>(1) 本サービスの内容 当行はお客様からの依頼により、指定された「契約口座」からの公共料金等の自動引落としに関する申込をすることができますが、本サービスで申込み可能な収納企業に限りませ</del></p> <p><del>(2) 口座振替規定 前項のサービス申込にあたっては、別途定める預金口座振替規定を適用します。</del></p> <p><del>(3) 収納企業への届出 本サービスによる預金口座振替契約の届出は、原則として当行がお客様に代わり収納企業へ届出ます。</del></p> <p><del>(4) 口座振替の開始時期 預金口座振替の開始時期は、前記 5 (3) の届出に基づく各収納企業任意の時期になります。預金口座振替の開始時期については各収納企業にお問い合わせください。</del></p> <p>(新設)</p>
---	--

の預入れまたは現金の払戻しを行えるサービスの提供をいいます。

（2）本サービスは、本サービスを用いて取引を行う口座において、キャッシュカードの発行を行っている場合にご利用いただく事が可能です。

（3）利用できるATMはコンビニATMに限ります。

（4）現金の預入れ

ア. コンビニATMで、本サービスを選択して、コンビニATMに表示された操作手順に従って預入れに係る現金を投入するとともに、本サービスおよびコンビニATMで所定の操作を行ってください。

イ. 当行に端末の紛失等による利用停止の届け出をされている場合は、ご利用できませんので、お取引店にお問い合わせの上、解除のお手続きをお願い致します。

（5）現金の払戻し

ア. コンビニATMにおいて、本サービスを選択し、ATMの画面に表示された操作手順に従って、本サービスおよびコンビニATMで所定の操作（キャッシュカード暗証番号の入力、生体認証、払戻し金額の入力を含む。）を行ってください。

イ. 当行に端末の紛失等による利用停止の届け出をされている場合は、ご利用できませんので、お取引店にお問い合わせの上、解除のお手続きをお願い致します。

ウ. 1回あたりの払戻し限度額は、当行が予め定めた額、お客様が当行所定の方法により個別に設定した1日あたりの払戻し限度額またはコンビニATM所定の払戻し限度額のいずれか低い方の金額の範囲内とします。また、払戻し金額の単位は、コンビニATMについて当行又は提携金融機関が定めた金額とします。

エ. 当行は、コンビニATMの操作で入力された暗証番号が当行に届け出た暗証番号と一致することに加え、生体認証が完了したこと確認し、現金の払戻しを行います。

（6）利用手数料

スマホATMを利用した現金の預入れおよび払戻しの場合には、コンビニATMで当行キャッシュカードを利用した場合と同様の手数料をいただきます。なお、手数料については、現金の預入れ時および払戻し時に当該預金口座より自動的に引落します。

新旧対照表（概要）

（別紙）

<p><b>第12条</b> 解約等</p> <p>2. 解約の通知</p> <p>当行の都合により本サービスを解約する場合は、<b>当行所定の方法</b>でお客様へ通知するものとします。なお、<b>お客様のご申告内容相違、メールアドレス（電子通知の場合）等</b>の事由によりお客様に到着しなかった場合は、通常到着すべきときに到着したものとみなします。</p> <p>4. サービスの停止</p> <p>(1) 6ヶ月以上相当期間にわたり本サービスの利用がない場合。</p> <p>(2) 本条第5項に記載の事由に準じた事由が生じた場合。</p> <p><b>(3) お客様より利用停止の届け出を受付した場合</b></p>	<p><b>第11条</b> 解約等</p> <p>2. 解約の通知</p> <p>当行の都合により本サービスを解約する場合は、<b>届出の電子メールアドレスに解約の通知を行います。その場合に、その通知が電子メールアドレス等</b>の事由によりお客様に到着しなかったときは、通常到着すべきときに到着したものとみなします。</p> <p>4. サービスの停止</p> <p>(1) 6ヶ月以上相当期間にわたり本サービスの利用がない場合。</p> <p>(2) 本条第5項に記載の事由に準じた事由が生じた場合。</p> <p>(新設)</p>
<p><b>第13条</b> 関係規定の適用・準用</p> <p>この規定に定めのない事項については、当行の各種預金規定等により取扱います。</p>	<p><b>第12条</b> 関係規定の適用・準用</p> <p>この規定に定めのない事項については、当行の各種預金規定<b>総合口座取引規定、各種カードローン規定等の各規定</b>により取扱います。</p>